

不法投棄は犯罪です!

三豊市では、一部の心ない人により、山林、道路際、河川敷、空き地等で不法に投棄された廃棄物があつとを絶たず、投棄場所についても増加する傾向にあります。

不法投棄は、罪が非常に重く、個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースはなんと、1億円以下の罰金が処されることになっています。

不法投棄された廃棄物を放置することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発して環境汚染を引き起こし、生活環境を悪化させることとなります。

そして、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないと思っている方が多いことです。他人の土

地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。

ごみの投棄は量の多少ではなく、モラルの問題です。皆さんの手で豊かな自然を守っていきましょう。

また、不法投棄の防止には不法投棄をされない環境をつくることも大切です。特に自己所有地や管理地への不法投棄も多くなってきていますので、所有者・管理者の皆さんは柵等の設置を行い、不法投棄の未然防止に努めてください。

もし、大量・悪質な不法投棄をしている現場を見かけたら、市役所環境衛生課または各支所住民課までご連絡ください。

さぬき瀬戸クリーンリレー 2006に参加しませんか!

さぬき瀬戸クリーンリレーは「みんなで守ろう、美しいふるさとの海辺」を合言葉に、県や沿岸市町が一体となって海岸や海上のごみ問題に取り組もうと、平成14年から実施している海岸の清掃活動です。

当日参加も受け付けますので、ぜひご参加ください。

- 日時** 9月3日(日) 受付:午前7時30分
開会・清掃活動:午前8時~9時
- 場所** 詫間町楠浜海岸



道端に捨てられたごみ

問い合わせ・連絡先 環境衛生課 62-1120

9月の三豊市ぐるっと市政バス参加者募集 問い合わせ 情報政策課 62-1117

7月号でもお知らせしましたとおり、市民の皆さんに三豊市の広さや魅力を再発見していただくために、市政バスを運行します。海から山まで、三豊市をぐるっと一周して、さまざまな施設の見学をしませんか。

運行日時

出発地	日	時	対象者
詫間支所	9月26日(火)	午前9時出発 午後3時30分散	詫間町にお住まいの方
仁尾支所	9月28日(木)		仁尾町にお住まいの方
財田支所	9月29日(金)		財田町にお住まいの方

- 募集人員** 各コース25人(先着順)
- 参加費用** 無料。ただし昼食代等は各自で負担願います。昼食の弁当を希望される方は参加申込時にお申し込みください。料金は乗車時に集金します。
- 申込期間** 9月5日(火)~15日(金) 午前8時30分~5時15分(土・日曜日は除く)ただし、期間中でも定員になりしだい受付を終了します。
- 申込方法** 広報7月号14ページの申込書に記入して各支所総務課へお申し込みください。

税務課からのお知らせ

家屋の取り壊し、未登記家屋の所有権移転をした方は届け出を

平成 18 年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋滅失届出書」を早めに税務課または各支所総務課へ提出してください。届け出がない場合は、翌年度以降も固定資産税が課税されるおそれがあります。

また、未登記の家屋で売買・相続・贈与等により所有権移転があった場合は、そのつど「名義人変更届出書」の提出が必要です。届け出がない場合は、固定資産税が従前の所有者に課税されるおそれがありますのでご注意ください。

新築・増築家屋の家屋評価について

平成 18 年中に家屋を新築または増築された場合、平成 19 年度より固定資産税が課税されます。家屋を取得された方は、税務課または各支所総務課までご連絡ください。後日、市より家屋評価の日時調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。

住宅用地の申告について

住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例により、その旨を申告しなければなりません。申告用紙は、税務課および各支所総務課にあります。

住宅用地に対する固定資産税の軽減について

毎年 1 月 1 日現在で、居住のための家屋が建っている土地は、居住部分の割合によって土地の固定資産税が軽減されます。



問い合わせ 税務課 資産税係 62 - 1114

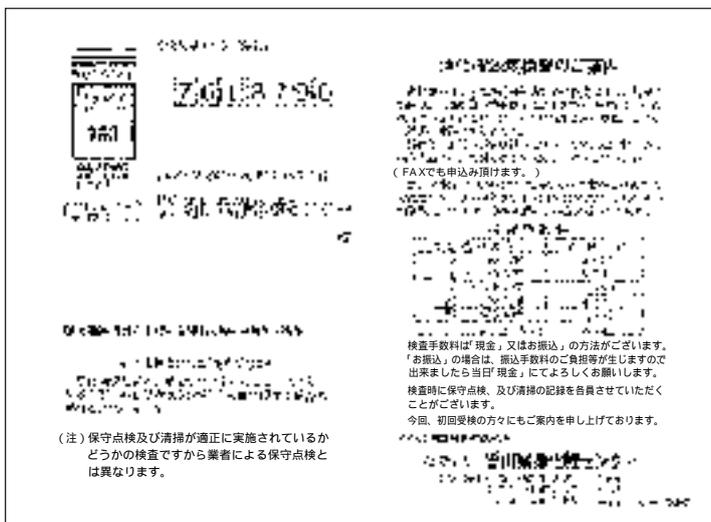
浄化槽法定検査(11条検査)の受検にご協力を!

生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしている浄化槽ですが、浄化槽を維持していくためには、設置後、保守点検・清掃・法定検査が必要です。

法定検査とは、毎年 1 回、知事が指定した指定検査機関〔(社)香川県浄化槽センター〕が水質検査などを行い、浄化槽が適性に維持管理され本来の浄化機能が十分に発揮されているかを確認する重要な検査です。

同センターから浄化槽を設置されているすべての人に法定検査の受検案内が郵送されます。

案内が届きましたら、内容・趣旨をご理解いただき、申込書を返送して検査を受けてください。



問い合わせ 水処理課 72 - 5667
(社)香川県浄化槽センター 087 - 881 - 6600